

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付業務に係る労働者派遣
発注課	保健福祉局総務部保護課
選定事業者	株式会社 恵和ビジネス
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>生活保護費の追加給付は、追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要があるが、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制を構築する必要があるが、当該事業に係る必要な知識等を習得するための十分な準備期間を確保することが出来ない状況である。加えて、当該事業は各自治体の文書やデータの保管状況によって、給付までのフローに差異が生じることから、本市の状況に合わせた市民への説明や案内が必要となるところ。</p> <p>当該事業は選定事業者への業務委託により給付事務等を実施するところであり、選定事業者は、当該事業にかかるコールセンターの開設に向け、本市の対応に沿ったFAQの作成、トークスクリプト等を構成しており、そのノウハウを活かした研修を受けた人材を派遣することが可能である。また、今後コールセンターで蓄積されたノウハウについても、定期的な技術的助言を通して、派遣人材へ連携することで、コールセンター、派遣人材とも同水準の対応が保たれ、市民の安定したサービスの提供が可能となる。</p> <p>以上より、選定事業者は、契約直後から円滑な市民対応を行うことが可能かつ、コールセンターとの連携した対応も可能となる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約により調達することとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	2026年4月2日